

## 給食費のご案内(公立保育園・公立こども園)

令和8年4月分から令和8年8月分までの給食費についてご案内します。

《詳細》保育料及び給食費について  
(横須賀市ホームページ)

## 給食費(主食・副食費)の額

施設	認定区分	主食費(月額)	副食費(月額)
市立保育園 市立こども園	2号認定	1,500円	4,500円
市立こども園	1号認定	1,500円	2,900円

※副食費は、世帯の市民税所得割額等により免除となります。

(副食費免除対象者について、下記「主食費のみご負担いただく世帯」をご参照ください。)

## 給食費と市民税の関係

○副食費免除対象者を決定する税額の年度は、4~8月、9~3月で切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月※	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	----

令和7年度 市民税所得割額  
令和6年1月1日~令和6年12月31日  
までの収入に対する税額  
(米軍属の方は2024年のW2)

令和8年度 市民税所得割額  
令和7年1月1日~令和7年12月31日  
までの収入に対する税額  
(米軍属の方は2025年のW2)

※市立こども園(1号)は、8月分給食費の負担はありません。

○父もしくは母(あるいは両親とも)の市民税所得割額が確認できない場合は、主食・副食費を徴収します。以下のとおり書類を園または市に提出することで、改めて給食費を算定します。(税額によっては金額が変わらないことがあります。)

①令和7年1月1日時点で横須賀市に住民登録をしていない場合

住民票のあった市区町村から令和7年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

②未申告の場合

市役所市民税課で令和6年中の所得申告後、令和7年度市民税課税(非課税)証明書を取得し提出

今回お送りした物は以下のとおり、税額等により内容が異なります。

主食費のみ負担いただく世帯	主食費と副食費を負担いただく世帯
○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円未満(年収360万円未満相当) ・77,101円未満のひとり親世帯 ○第3子以降の子ども(※) ○生活保護世帯	○市民税所得割額(父母合算)が、 ・57,700円以上(年収360万円以上相当) ・77,101円以上のひとり親世帯 ○市民税未申告の世帯



副食費免除通知を同封 月 1,500円	副食費免除通知が同封されていない 月 6,000円 (市立こども園 1号認定の場合:月 4,400円)
後日郵送 納入通知書(1,500円)×5枚 (口座振替の場合は無し)	後日郵送 納入通知書2種 (1,500円×5枚、4,500円(または2,900円)×5枚)計10枚 (口座振替の場合は無し)

\*第3子以降の子ども:1号は小学3年生以下、2号は5歳児クラス以下の子から数えて3番目以降の子ども。

# 令和8年度前期給食費の納入について

(横須賀市内の市立保育園、市立こども園に在園の方)

## 口座振替のご案内

・口座振替のお申し込みや振替口座の変更を希望される方は、『口座振替依頼書』を納入通知書裏面記載の金融機関にご提出ください。

また『ペイジー口座振替受付サービス』を行政センター、横須賀市役所会計課、子育て支援課で受け付けています。

- ・すでにごきょうだいの保育料・公立保育園給食費を口座振替にされている方は、ごきょうだいと同じ口座からの振替になります。
- ・保育施設を利用した月の「末日（末日が休日の場合は翌営業日）」に、登録口座から振替を行います。
- ・残高不足などにより振替ができなかったときは、納入通知書で納付してください。
- ・振替の結果は、ご利用の預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
- ・納付済証明が必要な場合は、子育て支援課までお知らせください。

## 納入通知書払いのご案内

- ・納入通知書の発行は、子育て支援課と各行政センターにて行います。
- ・領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・【納める場所】 ※納付書裏面に詳細あり

**銀行・信金** 平日 9:00~15:00 **ゆうちょ銀行** 平日 9:00~16:00

**役所屋** (市民サービスセンター) 中央店:モアーズシティ7階 久里浜店:ウィング久里浜6階

毎日 10:00~19:30 まで (ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで) その他、機器点検日、休館日はお休みです。)

**市役所・各行政センター** 平日 8:30~17:00 まで

## 給食費 納入期限

月分	【納入期限】 口座振替日		月分	【納入期限】 口座振替日		月分	【納入期限】 口座振替日	
4月分	4月30日	(木)	5月分	6月1日	(月)	6月分	6月30日	(火)
7月分	7月31日	(金)	8月分	8月31日	(月)			

## 滞納した場合

給食費を納入期限までに納められない場合、法令に基づき、差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります。

## その他

児童手当から天引きし、給食費の納入に充てることができます。希望される場合は、下記までご連絡ください。

《参考》 保育所・認定こども園等を  
保育給付認定でご利用中の方へ  
(横須賀市ホームページ)

